

議案第 1 号

平成 2 4 年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項について

平成 2 4 年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項について、別紙のとおり提出します。

平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日

鳥取県教育委員会教育長 横濱 純一

平成24年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	70人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町1	50人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）を貼り付けたもの

(イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成24年4月3日（火）から同月5日（木）までとする。ただし、書留郵便（簡易書留とすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによる場合は、同月4日（水）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものにより受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後4時まで

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。

5 学力検査の日時等

(1) 日時

平成24年4月10日(火)午前9時から(午前8時30分までに集合すること。)

(2) 場所

各募集高等学校

(3) 学力検査の教科

国語(国語総合、現代文及び古典)、数学(数学・数学A及び数学・数学B)及び英語(英語及び英語)とする。

なお、平成17年3月以前に高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者その他の旧教育課程の履修者についての移行措置は、実施しない。

6 合格者の発表

平成24年4月12日(木)正午に各募集高等学校において合格者の受検番号を掲示する。

7 入学者選抜の結果の開示

入学者選抜の結果については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、本人が確認できるものを持参の上、受検者本人が直接各募集高等学校へ請求すること。

(1) 開示請求ができる期間

平成24年4月12日(木)から同年5月11日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、平成24年4月12日の受付時間は、午後1時から午後4時までとする。

(2) 開示する場所

各募集高等学校

8 注意事項

(1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

(2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。

9 参考事項

(1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。

国語、数学、外国語(英語)、理科、地理歴史、公民及び保健体育

(2) 専攻科の修業年限は、1年とする。

(3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、各募集高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

「鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項」新旧対照表

(新)

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	70人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町 1	50人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

- (1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければなら
ない。

(ア) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜
手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）を貼り付け
たもの

(イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様と
する。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に
受検証を交付するものとする。

- (2) 出願期間

出願期間は、平成24年4月3日（火）から同月5日（木）までとする。た
だし、書留郵便（簡易書留とすること。）又は民間事業者による信書の送達
に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事
業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項
に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによる場合は、同月
4日（水）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるもの
に限り受け付ける。

- (3) 受付時間

午前9時から午後4時まで

- (4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。

(旧)

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	70人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町 1	50人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれ
かに該当する者

3 出願方法

- (1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければなら
ない。

(ア) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜
手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）を貼り付け
たもの

(イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様と
する。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に
受検証を交付するものとする。

- (2) 出願期間

出願期間は、平成23年4月1日（金）から同月5日（火）までとする。た
だし、書留郵便（簡易書留とすること。）又は民間事業者による信書の送達
に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事
業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項
に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによる場合は、同月
4日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるもの
に限り受け付ける。

- (3) 受付時間

午前9時から午後4時まで

- (4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。

- 5 学力検査の日時等
- (1) 日時
平成23年4月8日(金)午前9時から(午前8時30分までに集合すること。)
 - (2) 場所
各募集高等学校
 - (3) 学力検査の教科
国語(国語総合、現代文及び古典)、数学(数学・数学A及び数学・数学B)及び英語(英語及び英語)とする。
なお、平成17年3月以前に高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者その他の旧教育課程の履修者についての移行措置は、実施しない。
- 6 合格者の発表
平成23年4月12日(火)正午に各募集高等学校において合格者の受検番号を掲示する。
- 7 入学者選抜の結果の開示
入学者選抜の結果については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。
なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、本人が確認できるものを持参の上、受検者本人が直接各募集高等学校へ請求すること。
- (1) 開示請求ができる期間
平成23年4月12日(火)から同年5月11日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、平成23年4月12日の受付時間は、午後1時から午後4時までとする。
- (2) 開示する場所
各募集高等学校
- 8 注意事項
(1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
(2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。
- 9 参考事項
(1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。
国語、数学、外国語(英語)、理科、地理歴史、公民及び保健体育
(2) 専攻科の修業年限は、1年とする。
(3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、各募集高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

- 5 学力検査の日時等
- (1) 日時
平成24年4月10日(火)午前9時から(午前8時30分までに集合すること。)
 - (2) 場所
各募集高等学校
 - (3) 学力検査の教科
国語(国語総合、現代文及び古典)、数学(数学・数学A及び数学・数学B)及び英語(英語及び英語)とする。
なお、平成17年3月以前に高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者その他の旧教育課程の履修者についての移行措置は、実施しない。
- 6 合格者の発表
平成24年4月12日(木)正午に各募集高等学校において合格者の受検番号を掲示する。
- 7 入学者選抜の結果の開示
入学者選抜の結果については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。
なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、本人が確認できるものを持参の上、受検者本人が直接各募集高等学校へ請求すること。
- (1) 開示請求ができる期間
平成24年4月12日(木)から同年5月11日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、平成24年4月12日の受付時間は、午後1時から午後4時までとする。
- (2) 開示する場所
各募集高等学校
- 8 注意事項
(1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
(2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。
- 9 参考事項
(1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。
国語、数学、外国語(英語)、理科、地理歴史、公民及び保健体育
(2) 専攻科の修業年限は、1年とする。
(3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、各募集高等学校の全日制課程に準ずるものとする。